

## 国民健康保険被保険者証の一齐更新

国民健康保険や後期高齢者医療保険を含む全ての健康保険において、令和6年12月2日以降、保険証発行が廃止になりました。「令和7年9月30日」が有効期限となっている国民健康保険被保険者証の更新についてお知らせします。

現在、発行されている被保険者証をお持ちの人は、**印字された有効期限までは使用できます。**

### ●マイナ保険証をお持ちの人

⇒「資格情報のお知らせ」を送付します。マイナ保険証をご利用になれない医療機関等において、マイナ保険証と「資格情報のお知らせ」を提示してください。

### ●マイナ保険証をお持ちでない人

⇒印字された有効期限前に「資格確認書」を送付します。今までの「被保険者証」と同様に医療機関でお使いください。

### ※注意

マイナ保険証をお使いでも、国保と社会保険の切り替えの手続きは必要です。

国保の脱退手続きをしないと、国民健康保険税が課税され続けてしまいますので、社会保険の「資格確認書」または「資格情報のお知らせ」をご持参の上お手続きください。



### 後期高齢者医療被保険者の皆さんへ

## 高額療養費の振込口座の登録はお済みですか?

後期高齢者医療被保険者が自分で負担する医療費には、1カ月ごとに上限額が決められています。そのため、月の医療費が高額になったとき、上限額を超えた分が戻ってくる場合があります。これを高額療養費制度と言います。

高額療養費の支給を受けるためには、振込先の口座登録が必要です。一度、口座登録をすると、次回から高額療養費が発生した際に自動的に登録口座に振り込まれるので便利です。

### ■口座登録勸奨通知が送付される人

口座未登録で高額療養費の支給見込みがある人には、8月下旬に県広域連合から通知が送付されますので、お手続きください。代理人でも手続きはできます。※高額療養費が発生していない人や口座登録済みの人には送付されません。

### ■支給対象者

原則、後期高齢者医療被保険者本人です。本人以外が支給を受ける場合は、申請書の委任欄に記入が必要です。

### ■申請手続き場所 役場1階 町民生活課

### ■申請手続きに必要なもの

#### ○被保険者本人が申請する場合

①顔写真付き本人確認書類(運転免許証やマイナンバーカードなど)1点、顔写真付きのものを準備できない場合は、公的機関などが発行している証書(資格確認書や診察券など)2点

②登録する口座の通帳

#### ○代理人が申請する場合

①と②の写しに加えて、③代理人の本人確認書類(顔写真の有無は①と同じ)

### ■その他

勸奨通知送付者以外も口座登録状況の確認や事前登録はできますので、町民生活課にお問い合わせください。

## 国民健康保険税は納期内に納入してください

国民健康保険税(国保税)の納付書を7月に発送しました。第1期のお支払いはもうお済みでしょうか。国保税は、国保制度を支える大切な財源ですので、忘れずに納めましょう。

## 年度の途中で加入・脱退した場合の国保税

年度の途中で被保険者の異動があった場合、月割りで計算します。月の途中で加入した場合はその月から課税となり、脱退した場合はその月の前月分まで課税となります。

## 国保税には負担軽減措置があります

倒産や解雇、雇い止めなどにより離職した人には、前年の給与所得を100分の30の額とみなして国保税を計算する軽減措置があります。軽減を受けるには申請が必要です。お問い合わせください。

### ■軽減対象期間

離職日の翌日から翌年度末まで(国保の資格を喪失した場合はその時点まで)

### ■対象者

雇用保険法の特受給資格者と特定理由離職者(雇用保険受給資格者証の離職理由コードが「11・12・21・22・23・31・32・33・34」で、離職日に65歳未満の人)

■申請に必要なもの 雇用保険受給資格者証

## 新しい高齢受給者証をお送りしました

70歳から74歳までの人に交付されている高齢受給者証は、前年の所得によって負担割合(2割または3割)を判定し、毎年8月1日に更新されます。

対象者には、7月下旬に世帯主宛てに郵送しました。不在でもポストに配達されますので、新しい受給者証がお手元に届いているかご確認ください。ご家族に郵便物の確認をしても見当たらない場合は、町民生活課にお問い合わせください。

マイナ保険証を利用している人は、併せて「資格情報のお知らせ」も更新となります。

※「資格情報のお知らせ」は、マイナ保険証を持っている人が、自分が入っている健康保険や保険者番号などを確認するためのものです。

## 8月は限度額適用認定証の更新月です

入院や外来での医療費が高額になりそうな人は、「限度額適用認定証」または「限度額適用・標準負担額減額認定証」を医療機関に提示することで、医療費の窓口負担が限度額までとなります。

認定証が必要な場合は、町民生活課の窓口で申請し、交付を受けてください。前年の所得に応じて負担区分を再判定します。

また、マイナ保険証で受診することで、認定証の交付申請を行わずに限度額を超える支払いが免除されます。役場での事前申請が不要ですので、マイナ保険証をぜひご利用ください(オンライン資格確認に対応していない医療機関では、保険証と認定証が必要です)。

## マイナンバーカードの健康保険証利用登録

### STEP 1

マイナンバーカードを申請

### ■申請方法は選択可能

- ①オンラインで申請する(パソコンやスマートフォンから)
- ②まちなかの証明写真機から申請する
- ③役場町民生活課で申請する



### STEP 2

マイナンバーカードを健康保険証として登録

### ■利用登録の方法

- ①医療機関・薬局にある顔認証付きカードリーダーで行う
- ②「マイナポータル」から行う
- ③役場総務課で行う(4桁の暗証番号が必要)

